

# 公害と経済学—社会的費用論ノート—

蔵本喜久

(東京都研究員)  
(東京大学)

1  
経済学上、社会的費用という概念が問題になってきはじめたのは、いうまでもなく、市場価格メカニズムをつうじて、生産諸資源の合理的配分が可能であるという古典学派的論理に、現実が露骨に反逆しはじめたときであった。すなわちそれは、個々の企業が利潤極大化の行動をとった結果生じる私的利益と、社会全体の視点からみればあいの社会的利益とが、一致しないということ認めざるをえなくなったときである。

この不一致にたいする懐疑の眼をすどくむけたのは、マルクス経済学上の文献をのぞけば、経済学説史上、T. ヴェブレンを祖とするアメリカ制度学派であったといえよう。制度学派に属する経済学者たちの理論的内容は、各人各様であり、一般的にのべることは困難である。とくに、その祖ヴェブレンとその追従者たち W. C. ミッチェル、J. R. コモンズ、W. H. ハミルトン、J. M. クラーク、W. A. ルイス等とのあいだには、かなり質的に異なる理論的内容があるといつてよい。とはいえ、制度学派を制度学派たらしめる共通項は、古典学派的理論の哲学的前提を否定し、経済過程に合理性があるという目的論的な解釈をくだすのではなく、経済現象の累積的因果関連の追究に経済学を中心課題を設定したことであろう。だから、かれらはいずれも、生産者と消費者とが自由に競いあい合理的行動をとるならば、競争的均衡が同時に最大満足をもたらすという静態均衡分析の哲学的前提から出発するのではない。逆に、均衡を攪乱する経済的、非経済的諸要因から出発する。K. W. カップの社会的費用論<sup>1)</sup>は、のちに考察されるように、こうした制度学派の理論的發展の脈絡にそって展開されたものである。

他方、市場価格メカニズムの欠陥がもたらす攪乱にたいして、それを制度学派のような限界理論の否定を基礎とする立場からではなく、むしろ限界理論を基礎にしな

がら、国家による干渉や規制をとおして経済政策的に修正していく方法がもめられた。この問題意識は A. マーシャル、A. C. ピグーをへて新厚生経済学にいたる経済学研究のなかにみることができ。このアプローチは、伝統的な限界理論を駆使するなかで、市場価格メカニズムの欠陥を補正していく道をもとめるといふ点において、制度学派のアプローチとは異なるといえよう。

W. ミハルスキーの社会的費用論<sup>2)</sup>は、この脈路にそって展開しようとされている。しかし、社会的費用概念は、のちにみるように、制度学派の理論的發展のうえにきざきあげられた制度的な概念なのであるから、これを伝統的な限界理論のなかに機能的な概念として導入することには、かなりの無理があるといえよう。とはいえ、この両者は、政策においては国家の干渉や「計画化」<sup>3)</sup>すなわち混合経済を指示してくる点においては、程度の差はあれ本質的におなじ道に合流するものといえよう。

## 2

T. ヴェブレンを祖とするアメリカ制度学派は、企業とその他の社会制度との相互関連を、限界理論のような抽象的概念の媒介によってではなく、それをまずあるがままに叙述する。そのためには、政治学、法律学、社会学等の隣接諸科学の見解をできるかぎりとりいれ、産業をより正しく解釈することを経済学研究の基礎においている。またそれをもとにして、社会制度の不合理な部分を是正していこうとする社会改良の処方<sup>4)</sup>をくだすことが、経済学の目標なのである。もちろん、このような研究方法を生みだしたものは、アメリカ社会の現実であった。すなわち、1890年以降のアメリカにおける経済情勢は、労働力・設備の稼働率の低下に悩み、需要と供給のアンバランスのなかにあり、レッセ・フェールを支持する J. B. クラークの限界理論は、当然克服されねばならない現実的要請があったのである。

それゆえ、国民経済的視点からみたばあい、私的企業の生産活動がおのずと社会福祉をもたらすものではなく、むしろ、社会的利益と私的利益の不一致が価格制度そのものの本質であると認識することは、ヴェブレンの『企業の理論』以後、制度学派に流れる共通の認識であった。だから、かれらは自由競争にたいして社会的統制を、静態的分析にたいして動態的分析を、形式的推論にたいして現実的分析を主張し研究したのである。このような制度学派の研究の一面を、J. M. クラークはつぎのようにべている。「これらの（営利企業の）日常的諸活動を、現在の所有権様式以前にふりかえり、そして、現在の様式を衰退させるべき諸力をふくんでいる進化運動の一部として理解しなければ、それらをじゅうぶんに理解することはできない。このことは、個人主義と自由契約システムのなかに（歴史の）終点をみだしていたがゆえに固定されて残ると予想し、（そのシステムの）独特な濫用をちょっとしたコントロールだけによって修正されて残ると予想した、制度的枠組内の19世紀的發展概念とはいちじるしく異なるものである。」

こうした脈絡にそって、J. M. クラークは「社会経済学」すなわち「社会的価値」を指向する経済学を提案した。のちにみるカップの「新経済学」への指向は、クラークの「社会経済学」をひきつぎ、その発展のうえに社会的費用論を展開したものである。クラークはいう。「私的企業の全体的能率は、法律や慣習を変化させるとおそらく市場価格にしたがうようになるのではあるが、現実の市場価格が唯一の尺度ではないところの、さらにつけくわえれば、現状の（営利企業制度の）もとでは市場価格にまったくしたがわないところの、量と質とをふくんでいる。」<sup>5)</sup>だから、経済的能率を問題にするならば、交換価値であられる経済現象だけを考察するのではなく、交換価値ではあらわしえない能率や、私的企業の不払費用<sup>6)</sup>、占有されえないサービスなども考慮する必要がある。こうした経済的能率は、個別企業の私的な視点からではなく、社会的な視点からみるのでなければ考察することができない。それゆえ、「窮極的な問題はつぎのことである。すなわち、諸個人によって消費される諸効用は、社会的にはどのような価値であるのか？あるいは、諸個人が負担する諸費用は、社会的にはどのような費用であるのか？」

そこでカップは、競争的市場制度のもとにおける経済効率の低下や公害の発生が、誰の眼にもあきらかになりはじめたときに、クラークのいう私的企業の負担する諸費用がいったい「社会的にはどのような費用であるのか」ということを、実証的に展開するわけである。そして、この制度学派の理論的發展の脈絡にそって、ピグーのいうような私的純生産と社会的純生産との乖離が、価格メカニズムのもとでは例外的なものではなく、むしろ必然的なものであることを実証するのである。

### 3

カップの定義によると、社会的費用とは「生産過程の結果、第3者または社会が受け、それにたいしては私的企業家に責任を負わせるのが困難な、あらゆる有害な結果や損失」のことである。すなわち、競争的市場経済制度のもとでは、私的企業は、社会的視点からみたばあいに当然生産費にはいるはずの一部分を、みずから負担せず社会に転化する、この部分が社会的費用となるというのである。この費用の具体的事例として、カップはつぎのような項目をあげ、さらにそれらの貨幣ではかりうる損失費用をアメリカを例にとりてさしめした。

(1)大気汚染のもたらす社会的損失 (2)水汚染のもたらす社会的損失 (3)再生できる資源（土壌、農漁産物等）の浪費 (4)再生できない資源（石炭、石油等の地下資源）の浪費 (5)生産における人的要因の損失（労働災害） (6)技術変化にともなう生じる損失（企業倒産） (7)失業がもたらす社会的損失 (8)過剰設備、重複投資がもたらす社会的損失 (9)独占がもたらす社会的損失 (10)過当競争および過大広告がもたらす社会的損失 (11)配給上の社会的損失 (12)輸送上の社会的損失 (13)可能な科学技術のふじゅうぶんな有用化がもたらす社会的損失 (14)経済の過度集中がもたらす社会的損失

これらの社会的損失には、「その性質上無形的なものであって、貨幣の尺度以外のもので評価されねばならない」ものがふくまれる。貨幣ではかりえないものがふくまれるところに社会的費用の特徴がある。さらに、(6)以下の項目では、「それらが必ずしも費用の第3者への転嫁をともなわず、むしろ経済組織全体の運用能率の減少として現われる傾向をもつ」点が特徴である。

カップにしたがえば、このように社会的費用とは、国

民経済全体の視点からみれば、当然生産費の一部となるはずの費用が、個別企業の経済計算には計上されないで、社会の第3者に転嫁される部分のことであるが、このようなことがなぜ起きるのか。カップはつぎのようにいっている。

「社会的費用の基本的原因は、私利私欲の追求が通常の生産の私利私欲を最小にすることによってプレミアムをえる、という事実のなかにみいだされる。それゆえ、(生産を)プライヴェイト・インセンティブに依存することが大きければ大きいほど、ますます社会的費用の可能性は大きくなる。」<sup>7)</sup> いかえれば、市場経済制度のもとでは、各企業はそれぞれ利潤の獲得をめざして競争しているが、その競争に打勝ち利潤を極大にするためには、私利私欲をできるだけ節約しようとする。たとえば、国民経済全体からみれば、住民のシビル・ミニマムな生活環境を保持するために、脱硫装置や排水処理施設は当然生産費の一部をなさねばならぬはずなのであるが、個別企業の側からみれば、これらの施設をとりつけることは生産費をひきあげることになり、競争に勝てなくなることを意味する。だから、個別企業にはこれらを取りつけるインセンティブがない。その結果、損失をこうむるのは社会の第3者ということになる。まさにこのプライヴェイト・インセンティブ・システムそのものに、社会的費用を増大させる原因があるというのである。それゆえ、かれは、社会的費用がプライヴェイト・インセンティブにもとづく生産の社会システムにつきものであり、「社会的費用は競争的経済に共通の現象である」とのべている。

カップは、このような社会的費用がじゅうらいの経済学体系、とくに新古典学派の理論体系からはまったく除外されてきたことを指摘し、一かれらは「均衡水準の探究」にばかり熱心であった一、じゅうらいの費用概念が不完全であきらかに修正を要するのではないかと、のべた。そして、さきにあげた社会的費用の諸項目を指摘したのうち、正統学派や新古典学派の「私利私欲が基本的秩序と有益な帰結をもたらすという耳慣れた結論は、詳細な分析の検討に耐ええない」し、またそれはおのずと既存の社会システムを弁護するものにしかなっていないという。このような純粋経済学派の弁護論的要素は、経済学の基礎的な仮定と概念分析領域の限定と伝統的均衡水準の

探求一のなかにかくされた当然の結果なのであるから、経済理論を現実的にするためには、富と生産性にかんする古典・新古典学派の概念を改訂した「新経済学」をめざさなければならない、とのべるのである。

そこで、社会的費用のような重要な生産費の一部を欠落させることなく、生産費を「非市場価値をも包括するような方法」で定義することが必要となる。また、「[経済的]」ということを交換価値の面から定義することを止めて、経済の原理(および「経済的適正」の概念)を社会的費用と社会的報酬とを考慮に入れるようなやりかたで定義<sup>8)</sup>することが必要となる。もし新しい生産費の概念が社会的費用を包括するならば、「私利私欲および社会的生産費のあいだには、基本的な相違が存在せず、また、交換可能および交換不可能の効用のあいだには差がなくなる。」ことになる。ただそれらが相違するのは、量的可測性にかんしてだけとなる。というのは、さきの社会的費用の諸項目のなかには貨幣ではかりえないものがふくまれていたが、それにたいする評価は、けつきよく、その損失にたいして社会がどのような重要性をおくかによって、すなわち社会的評価によって定まる。それゆえ、社会的費用の最終的な決定は「社会的評価と社会的価値(社会にたいする価値という意味で)の問題」になる。カップはこのようにいうのである。

カップがこのような「社会的価値」を指向するばあい、かれは公共経済学への門戸を準備しているのである。すなわち、プライヴェイト・インセンティブにもとづく市場経済過程は、社会的視点からみれば、それじたい社会的費用のごとき生産費の一部を「費用不払」にする不完全な機構であるため、これを補完するために公共部門の諸政策を必要とする。そのことをしめさんがためのものなのである。

カップの社会的費用論を追ってみると、われわれは、アメリカ制度学派の独特な脈絡をカップが発展させたのを、みてとることができるであろう。

#### 4

このようにみえてくると、社会的費用という概念は、制度学派の理論的・実証的研究の展開にそって、市場価格メカニズムの欠陥がもたらす費用として、すなわち制度的な概念としてしめされているといえるであろう。だから

らこそ、カップは社会的費用の基本的原因とその帰属関係を明確に指摘しえたのである。

しかし、こうした展開からみちびきだされる処方箋が、公共経済学への門戸をひらくことであるならば、カップは矛盾におちいつているといえよう。なぜなら、経済学におけるじゅうらいの費用概念を変更し、それを公共経済学への指針としたからといっても、現実の「費用不払」のメカニズムが訂正されるわけではないからである。

だから、もし社会的費用の最小化をめざすならば、第1に、かれはかれのあきらかにした私的企業の「費用不払」という論拠をよりどころに、それらの企業にたいして「費用不払」にさせないような法的強制を設ける、という結論に達しなければならなかったはずである。あるいは第2に、プライベート・インセンティブにもとづく生産システムそのものの計画的生産システムへの変換が、かれの社会的費用論の論理的帰結でなければならなかったはずである。というのは、カップの認めるとおりこの経済制度のもとでは、公共部門もまたプライベート・インセンティブにもとづく投資活動をおこなうかぎり、社会的費用は増大するからである。第1の解決策は、現在の生産システムのうえにそれを彌縫し改良していこうとする処方で、社会的費用の根本的解消ではない。生産をなおプライベート・インセンティブに依存させるならば、つねに社会的費用の発生におびやかされるからである。もちろん、このばあいの法的強制による「費用不払」の「費用支払」への転化は、カップの指摘するとおり、民主主義の発展の結果であり相剋の政治過程の結果であって、政策当局者がすすんでおこなうものではない。労働法成立の歴史的展開とおなじである。すなわち、住民運動の結果以外のなにもでもない。政策当局者は法的強制を被害者が設けさせるようにしなければ自らは設けはしない。

カップは、貨幣ではかりえない社会的費用にたいして、それを社会的評価の問題として「新経済学」を指向するのであるが、貨幣ではかりえない損失にたいする評価は、あいまいな社会的評価などに依存するべきではない。

いまもしカップの社会的費用概念にそって展開させるならば、この貨幣評価できないような損失をふくむ公害による損失の貨幣的推定値は、私的企業のネグレクトした生産費をあたえることにより、その評価以下ではあり

えないことをしめす、という結論になるであろう。すなわち、社会的費用とは、社会的視点からみれば、住民のシビル・ミニマムな生活環境を守るために当然生産費の一部となってよいはずのものが、利潤追求と競争制度の強制から、私的企業がネグレクトし社会の第3者に被害という形で転嫁した生産費であった。私的企業によってネグレクトされた生産費が社会的費用なのである。だから、大気汚染や河川汚濁の社会的損失は、脱炭装置や排水処理施設諸費用等の総計をもってしめされてもよい、といえないことはない。しかし、こうして集計された推定額は、過去および現在の累積された経済的損失評価ではありえない<sup>9)</sup>。だから、過去および現在こうむっている損失評価は、むしろ被害状態から被害のない状態へ、すなわちシビル・ミニマムな生活環境の状態へと復帰させるための費用総額をもってしめすことが妥当といえよう。

公害による経済的損失評価の問題は、それ自体としては無意味であるが、私的企業の「不払費用」を客観的にあきらかにすることによって、それが生活権を主張するための礎となるならば、意味あるものとなるであろう。それゆえ、われわれは、すすんでつぎに、公害による経済的損失評価をくだす作業にとりかかろう。

#### (注)

- 1) K. W. Kapp; *The Social Costs of Private Enterprise*, Harvard University Press, 1950, 篠原泰三訳【私的企業と社会的費用】岩波書店, 1959年
- 2) W. Michalsky; *Grundlegung Eines Operationalen Konzepts der Social Costs*, J. C. B. Mohr Paul Siebeck Tübingen, 1965, 尾上久雄・飯尾要訳【社会的費用論】日本評論社, 1969年
- 3) ミハルスキーは、社会的費用概念を経済政策的に操作可能な概念として、つぎのように定式化した。「企業によって引き起こされ、第3者としての家計、企業、または社会全体によって出資または被害の形で負担されるところの、本来的に技術的に条件づけられた外部負担のすべてである。」「本来的に技術的に条件づけられた外部負担」とは、一定の生産の結果、個別経済計算においては記帳されえない生産の技術的外部効果を意味し、この規定においてミハルスキーは、「市場経済的に組織された国民経済での問題をしめすだけで

はなく、同様にまた計画経済的組織の枠組においては意義をもつ」とのべている。

しかし、社会的費用とは、カップによってしめされるように制度的な概念である。社会的費用という概念から制度的な内容を取りさつて、機能的な概念として限界理論のなかに位置づけようとするなら、かれのように、生産過程のもたらす本来的に技術的な外部効果とする以外にないのであろうが、しかしこれでは、市場価格メカニズムの欠陥をしめすはずの社会的費用ということを、じゅうぶんに理解することはできない。市場経済制度のもとでは、「社会的費用の存在は、たんに例外的な場合ではなく、むしろ、経済成長の過程と切り離すことのできない現象」（宇沢弘文「社会資本の経済学」建元・渡部編『現代の経済学 2』所収・日本経済新聞社、1970年、69ページ）なのである。

- 4) J. M. Clark; Past Accomplishments and Present Prospects of American Economics, in; Preface to Social Economics, Farrar & Rinehart, 1936, p. 426
- 5) Toward Concept of Social Value, in; *ibid.*, p. 44
- 6) 「世界は不払費用と占有されえないサービス (unappr op-riable service)とでみちみちている。たんなる物質的窮乏の域を脱するにおうじて、われわれは、知識や私秘のよう

な、ますます占有することが困難な無形の効用に到達する。物質力の時代は、これらのより高次なより推えにくい効用が、しだいに社会的注目の焦点になってくる時代である。」(J. M. Clark; *ibid.*, p. 45)

- 7) Social Costs of Business Enterprise, Asia Publishing House, 1963, p. 14
- 8) 宇沢弘文氏が実質国民所得を、「私的資本および労働から生ずる実質純所得の総和」と考えるのではなく、社会的費用をさしひいた「社会的実質国民所得」ないしは「社会的国民純生産」とみなすばあい、かれは、カップのこうした「新しい生産費」という概念を考慮にいれているのである。宇沢前掲論文参照。
- 9) この点にかんして、宇沢氏は、カップのような社会学的な側面からではなく、むしろより経済学的な理論的展開をこころみている。すなわち「道路、港湾、電力、下水道、公園など普通社会資本と呼ばれるもの、また、大気、河川、海水などのいわゆる自然資本、……また、司法、教育、市場、都市などという社会制度」を、「社会共通資本」とみなし、その「社会共通資本」の減価償却部分をその年の社会的費用とするというのである。宇沢弘文「環境破壊とインフレーション」(『中央公論』1970年8月号)および前掲論文をも参照せよ。